

比治山大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、幅広い教養と専門的な学術及び技能を修めるものとする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(教育研究活動等の公表)

第1条の4 本学は、公的教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究水準の向上を図るために、教育研究活動等に関する情報を広く社会に公表するものとする。

2 公表する情報、実施体制及び方法については、別に定める。

第2章 学科，学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)
幼児教育科	100人	200人
総合生活デザイン学科	70人	140人
美術科	70人	140人

(学科の目的)

第2条の2 学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児教育科は、保育技術や知識の修得、感性・創造性・表現力の育成、カウンセリングマインドの習熟、保育観、人間観を確立することを目標にして、優れた保育技術を備え、人として尊敬される人材を育成する。
- (2) 総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成する。
- (3) 美術科は、「描くこと」「造ること」を基本に、多様なコースでの実習を通して、感性を磨き、創造性を育み、集中力と持続力を養い、確かな表現力で地域社会に貢献できる個性豊かな人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。ただし、第67条の2に該当する者については別に定める。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を聴いて、学期の開始日・終了日を変更することができる。

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 4月15日

春季休業日 3月23日から4月6日まで

夏季休業日 8月1日から9月30日まで

冬季休業日

12月24日から1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

第7条 授業期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

(教育課程・授業科目・単位数)

第8条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 3 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

- 4 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して必要があると認めるときは、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

- 5 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下「帰国子女又は中国引揚者等子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。

(免許及び資格に関する科目)

第9条 (削除)

第5章 履修の方法、学習の評価、課程の修了及び卒業

(履修の方法)

第10条 履修の方法については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第11条 学生は、学期の当初に、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また、単位を取得することはできない。

第11条の2 学生は、他の学科の授業科目等を選択科目として履修することができる。

- 2 前項の履修の方法については、別に定める。

(単位取得の認定)

第12条 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第14条 当該授業科目の履修について、学期の当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(追試験・再試験)

第15条 病気等やむを得ない事情により定期試験が受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。(その手続きは別に定める。)

2 定期試験で不合格があった者については、再試験を行うことがある。(その手続きは別に定める。)

(学習の評価)

第16条 試験等の評価は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位)

第17条 各授業科目の単位は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第18条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学、大学又はこれに相当する教育機関等に留学する場合に準用する。

- 3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第

1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第18条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第21条 削除

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第22条 外国人留学生が第8条第4項に規定する授業科目の単位を修得したときは、8単位までを共通教育科目の単位に代えることができる。

- 2 前項の規定は、帰国子女又は中国引揚者等子女が第8条第5項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

- 3 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(卒業の要件)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、幼児教育科66単位以上、総合生活デザイン学科64単位以上、美術科64単位以上修得しなければならない。

- 2 授業科目の区分ごとの修得単位数は、別表3のとおりとする。

- 3 第1項に規定する所定の単位のうち、第17条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は30単位を超えないものとする。

- 4 前項に関し必要な事項については、別に定める。

(免許及び資格の取得)

第24条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 指定保育士養成施設卒業証明書を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する科目及び単位を修得しなければならない。ただし、指定保育士養成施設卒業証明書を受けることのできる者は、保育士養成施設の指定を受けた入学定員100人(収容定員200人)とする。

- 3 秘書士資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 4 上級秘書士認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 フードコーディネーター資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

(学科)	(取得できる資格及び免許)
幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状
	指定保育士養成施設卒業証明書
総合生活デザイン学科	中学校教諭二種免許状 家庭
	秘書士資格認定証
	上級秘書士資格認定証
	フードコーディネーター3級資格認定証
美術科	中学校教諭二種免許状 美術

第24条の2 前条の免許及び資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位)

第25条 本学に2年以上在学し、第23条に定める単位を修得した者に対する課程の修了及び卒業は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。
- 3 短期大学士の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学科名	専攻分野の名称
幼児教育科	幼児教育
総合生活デザイン学科	生活学
美術科	美術

- 4 学位記の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(学位授与の取消)

第25条の2 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を聴いて当該学位を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、

その旨を公表するものとする。

第6章 入学、退学、転学、休学、留学、復学及び除籍等

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第27条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜試験に合格したものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願及び検定料)

第28条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 入学検定料は別表5のとおりとする。ただし、複数の試験を併願する場合については、別に定める。

3 提出の時期，方法，同時に提出すべき書類等については，別に定める。

(入学者の選抜)

第29条 前条の入学志願者については，別に定めるところにより選抜を行う。

(入学に関する手続き及び入学許可)

第30条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに本学の指定する書類を提出するとともに，入学金を納入しなければならない。

2 学長は，前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第31条 入学を許可された者は，保証人を定め，指定の期日までに保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

第32条 保証人は父母又は成年の親族とし，独立の生計を営む者とする。

第33条 保証人は，保証する学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

第34条 保証人が変更したとき，また転居したときは，直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第35条 第37条により本学を退学した者又は本学を卒業した者が，再入学を希望するときは，所定の様式により願い出ることとし，教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 再入学に関する事項は，別に定める。

(転学)

第36条 他の大学へ転学を希望する者は，所定の様式により学長に届け出て転学することができる。

(転科)

第36条の2 在学中に他の学科への転科を希望する者は，所定の様式により願い出ることとし，教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 転科を許可された者の履修方法は，別に定める。

(退学)

第37条 退学しようとする者は，所定の様式により学長に届け出て退学することができる。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない事情により，3か月以上修学することができない場合で休学を希望する者は，所定の様式により学長に届け出て休学することができる。

2 疾病による休学の場合は，医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学の期間は1年以内とし、特別の事由がある場合は、引き続き休学の継続を届け出ることができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

4 休学の期間は、在学年数に通算しない。

(留学)

第39条 外国の短期大学、大学又はこれに相当する教育機関等で学修することを志願しようとする者は、所定の様式により願い出ることとし、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第3条第1項に定める修業年限に通算することができる。

3 第1項の外国の教育機関等で修得した単位については、第18条の規定による。

(復学)

第40条 休学期間中にその事由が消滅し、休学期間を短縮して復学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て復学することができる。

2 復学の時期は学期始めとする。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第38条第3項に定める休学期間を超えてもなお就学できない者
- (3) 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号に定める除籍に関する事項は、別に定める。

(復籍)

第41条の2 前条第1項第3号の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、所定の様式により願い出ることとし、学長がこれを決定する。

第7章 授業料、入学料、その他の費用

(入学料)

第42条 入学料は、別表5のとおりとする。

2 入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料)

第43条 授業料は、別表5のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者の授業料については別に定める。

2 前項に規定する授業料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(その他の費用)

第44条 入学料、授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用は、別表5のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者のその他の費用については別に定める。

2 前項に規定する納付金の納入に必要な手続等については別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第45条 退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第46条 休学期間中は、授業料等を免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(留年者及び学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第46条の2 留年者の授業料等については、別に定める。

(授業料等納付金の還付)

第47条 納入した授業料等の納付金は、返還しない。ただし、第46条に該当する者については、この規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学学期の開始前までに入学を辞退した場合は、授業料、実験実習費及び施設設備費を返還することができる。

第8章 教職員組織

(教職員)

第48条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学に、短大部長を置き、教授をもって充てる。

3 本学に、図書館長を置く。

4 本学に、事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

5 前各項に規定する者のほか、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

(教職員の職務)

第49条 教職員の職務は、学校教育法第92条及び第114条の定めるところによる。

第9章 教授会

(教授会)

第50条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第51条 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第52条 短大部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、短大部長に事故があるときは、あらかじめ短大部長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第53条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(所掌事項)

第54条 教授会においては、本学の教育研究に関し、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短大部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(代議員会等)

第55条 教授会に、審議機関として学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 専攻科

(専攻科)

第56条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

美 術 専 攻

(目的)

第57条 専攻科は、短期大学学科の基礎の上に、特別の専門課程による教授を行い、その研究を指導することを目的とする。

第57条の2 美術専攻は、短期大学で修得した知識と技術の上に、より高度な専門的知識と技術を修得し、広く深く美術の世界を切り開くたくましい創造力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第58条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者については別に定める。

(専攻)	(修業年限)	(在学年限)
美 術 専 攻	1 年	2 年

(学生定員)

第59条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

(専攻)	(入学定員)	(収容定員)
美 術 専 攻	1 5 人	1 5 人

(開設授業科目及びその単位数)

第60条 専攻科に関する開設授業科目及びその単位数は、別表4のとおりとする。

(修了の要件)

第61条 専攻科を修了するためには、前条に定めた開設授業科目の中から、26単位を修得しなければならない。

(入学の要件)

第62条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができるもの

- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 本学専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（課程の修了）

第63条 専攻科において所定の期間修業し、所要の単位を修得した者に対する課程の修了は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

- 2 前項により修了した者には、修了証書を授与する。
- 3 修了証書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（入学検定料、入学料及び授業料等）

第64条 入学検定料、入学料、授業料、実験実習費及びその他教育に必要な費用は、別表6のとおりとする。

- 2 前項に規定する授業料等の納入方法等必要な事項は別に定める。また、入学料については、本学卒業者はこれを免除する。

（その他の事項）

第65条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は、本学則の定めるところによる。

第11章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、外国人留学生及び長期履修学生
（科目等履修生）

第66条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の認定については、第12条の規定を準用する。

3 その他、科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第66条の2 本学において、特定の研究題目について研究を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第66条の3 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第67条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第67条の2 事情により、第3条第1項及び第58条に規定する修業年限を超えて、一定の期間にわたる計画的な授業科目の履修を目的として本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された学生は、長期履修学生と称する。

3 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第69条 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座の開設)

第70条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第14章 図書館

(図書館)

第71条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第14章の2 教育施設

(教育施設)

第71条の2 本学に、学習、生活訓練及び研修等の教育施設として、からまつ学寮を置く。

2 前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生施設

(厚生施設)

第72条 本学に厚生施設として、学生相談室、就職相談室、保健衛生室及び食堂等を置く。

2 前項の各施設に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和49年度前の入学生について第8条、第9条、第19条第2項並びに第38条、第40条の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度前の入学生について第8条第1項（別表1）並びに第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度前の入学生について第8条第1項（別表1）並びに第42条第1項及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度前の入学生について第42条第1項及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成2年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第9条第2項（別表2）、第23条第1項並びに同条第2項（別表3）及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年度前の入学生については、第43条第1項の改正規定は適用しない。
- 2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国 文 科	230人	430人	230人	460人	200人	430人
幼児教育科	100	200	100	200	100	200
家 政 科						
家政専攻	155	275	155	310	120	275
被服専攻	55	105	55	110	50	105
美 術 科	90	160	90	180	70	160
計	630	1,170	630	1,260	540	1,170

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条第3項の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 2 平成4年度前の入学生については第43条第1項及び幼児教育科と家政科については、第8条第1項（別表1）、幼児教育科については第23条第1項並びに同条第2項（別表3）の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第23条第1項並びに同条第2項（別表3）及び第43条第1項（別表5）の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第9条の2、第23条第1項及び同条第2項（別表3）、第24条第4項の改正規定は適用しない。
- 2 家政科の家政専攻及び被服専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成3年4月1日施行の学則につき、附則第2項に規定する期間を付しての収容定員増加に関する表は、家政科の学科名称変更により、家政科は生活学科、家政専攻は生活科学専攻、被服専攻は生活文化専攻とする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科						
生活科学専攻	155人	275人	155人	310人	120人	275人
生活文化専攻	55	105	55	110	50	105

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度前の入学生については、幼児教育科、家政科及び美術科については第43条第1項（別表第5）及び第44条第1項（別表第5の施設設備費の額）並びに美術科については、第8条第1項（別表第1）の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表5及び別表6の入学検定料の改正については、平成7年度入学に係る入学志願のときから適用する。
- 2 平成7年度前の入学生については、別表1、別表3及び別表5の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度前の入学生については、第24条、第61条、別表1及び別表4から別表6の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行の学則附則第2項に規定する期間を付しての収容定員増加に関する表は、国文科の廃止に伴い当該学科の項目は削除するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度前の入学生については、第9条の3、第23条、第24条第5項及び第7項、別表1、別表2-2、別表2-3、別表3、別表5及び別表6の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度前の入学生については、別表1、別表2-2、別表2-4、別表3、別表5、別表6の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度前の入学生については、別表1、別表2-3及び別表5の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 各学科別の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間においては次のとおりとする。

年度 学科	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育科	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
生活学科	170	380	170	340	170	340	170	340	170	340
美術科	78	168	76	154	74	150	72	146	70	142

- 3 生活学科の生活科学専攻及び生活文化専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項、同条第2項、第19条第2項、第20条第1項、及び同条第3項の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。

- 2 平成12年度前の入学生については、別表1、別表2-1及び別表2-2の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度前の入学生については、別表1の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度前の入学生については、別表1及び別表2-5の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度前の入学生については、別表1及び別表2-2の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度前の入学生については、別表1の改正規定は、適用しない。
- 3 生活学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成15年10月20日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、平成16年1月27日から施行する。
- 2 第24条第2項の改正規定は、平成15年11月29日から適用する。
- 3 平成16年度前の入学生については、第16条、第23条、別表1、別表2-2及び別表3の改正規定は、適用しない。

附 則（平成16年7月30日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度前の入学生については、第16条の改正規定は、適用しない。

附 則（平成17年1月18日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度前の入学生については、第24条、別表1、別表2及び別表4も改正規定は、適用しない。

附 則（平成17年11月21日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第25条の2の改正規定は、平成17年11月21日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 平成18年度前の入学者については、別表1、別表3及び別表4の改正規定は、適用しない。

附 則（平成18年2月16日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日改正）

この学則は、平成18年12月21日から施行し、平成18年度資格取得者から適用する。

附 則（平成19年3月23日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月6日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前の入学生については、第24条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月22日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前の入学生については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月22日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度前の入学生については、改正後の第22条、第24条、別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月24日改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月17日改正）

この学則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以降入学した者に適用する。

附 則（平成23年3月25日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月27日改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度前の入学生については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の第24条、別表1、別表3及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月27日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、改正後の第24条第9項、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「比治山大学レクリエーション・インストラクターの資格取得に関する規程（平成16年4月1日施行）」は、この学則の施行期日をもって廃止する。

附 則（平成27年3月27日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、別表5又は別表6の改正規定は適用しない。

附 則（平成27年9月15日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、改正後の第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月10日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 専攻科栄養専攻は、改正後の第56条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在籍するものが当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成28年度前の入学生については、改正後の第56条、第57条の2、第58条、第59条、第61条、別表第4、別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成28年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の第58条、第67条の2、別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月10日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の第24条、第25条及び別表1、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月9日改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月27日改正）

この学則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、別表5及び別表6の改正規定は適用しない。

附 則（平成30年5月25日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の第24条第9項、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月25日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月13日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については、改正後の第24条第4項から第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月27日改正）

この学則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和2年12月11日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の第8条、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、第10条、第11条の2、第22条、同条第2項、第24条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第24条第5項及び同条第7項の資格の名称については、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月22日改正）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月22日改正）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度前の入学生については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日改正）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度前の入学生については、改正後の第2条、第24条第5項、第24条第6項、別表1、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日改正）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第8条関係)

学科に関する開設授業科目及びその単位数

学科	科目区分	授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
全学科	比治山ベリシック科目	スタートアップ	初年次セミナー	2		必修2単位
		キャリア形成	キャリアデザイン入門	2		必修を含め2単位以上
			インターンシップA		1	
			インターンシップB		2	
		日本語	日本語リテラシー	1		必修を含め1単位以上
			日本語表現		1	
		外国語	英語リテラシー	1		必修を含め1単位以上
			英語		1	
			英会話Ⅰ		1	
			英会話Ⅱ		1	
			中国語Ⅰ		1	
			中国語Ⅱ		1	
			韓国語Ⅰ		1	
		情報	韓国語Ⅱ		1	
			情報リテラシー	1		必修を含め3単位以上
	データサイエンス入門		2			
	データサイエンス演習			2		
	共通教育科目	学際総目	人間と生命(比治山学)	2		必修を含め4単位以上
			ひろしま学		2	
			複合領域研究		4	
		教養科目	言語学		2	
			文学		2	
			歴史学		2	
			哲学		2	
			芸術学		2	
			教育学		2	
			経営学		2	
			社会学		2	
			観光学		2	
			心理学		2	
			保健学		2	
		生理学		2		
		栄養学		2		
係資格目関		日本国憲法		2		
		ウエルネス論		2		
	スポーツ		1			
	計	11	52			

学 科	領 域 分 野	授業科目名	単 位 数		備 考	
			必 修	選 択		
幼 児 教 育 科	保 育 の 本 質 ・ 目 的 の 理 解	教育基礎論		2	保育者論・社会福祉・子ども家庭福祉・教育心理学・教育方法論より6単位以上を修得すること。	
		保育者論		2		
		社会福祉		2		
		子ども家庭福祉		2		
		子ども家庭支援論		2		
		保育原理Ⅰ		2		
		保育原理Ⅱ		2		
		社会的養護Ⅰ		2		
		保 育 の 対 象 の 理 解	教育心理学			2
			保育の心理学			2
			子ども家庭支援の心理学			2
			子ども理解の理論と方法			1
			子どもの保健			2
			子どもの食と栄養			2
		保 育 の 内 容 ・ 方 法 の 理 解	教育課程論			2
			教育方法論			2
			保育内容総論			1
			領域健康の基礎			1
			領域人間関係の基礎			1
			領域環境の基礎			1
			領域言葉の基礎			1
	領域表現の基礎A			1		
	領域表現の基礎B			1		
	領域健康の指導法			1		
	領域人間関係の指導法			1		
	領域環境の指導法			1		
	領域言葉の指導法			1		
	領域表現の指導法A			1		
	領域表現の指導法B			1		
	保育内容(総合表現)Ⅰ			1		
	保育内容(総合表現)Ⅱ			1		
	特別支援教育(保育)			2		
	社会的養護Ⅱ			1		
	教育相談			2		
	乳児保育Ⅰ			2		
	乳児保育Ⅱ			1		
	子どもの健康と安全			1		
	子育て支援		1			
	音楽ベーシックⅠ		1			
	音楽ベーシックⅡ		1			
	保 育 の 実 践 と 研 究	幼稚園教育実習事前・事後指導		1		
		幼稚園教育実習		4		
		保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習指導Ⅱ			1			
保育実習指導Ⅲ			1			
保育実習Ⅰ			4			
保育実習Ⅱ			2			
保育実習Ⅲ			2			
保育・教職実践演習(幼稚園)			2			

幼児教育科	専門教育	実践と 保育の 研究 の実 究 実	総合演習	2		
			特別研究Ⅰ	1		
			特別研究Ⅱ	1		
	卒業研究	2				
	計	12	71			
学 科	領 域 分 野		授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
総合生活デザイン学科	専門教育科目	共通専門科目	ゼミナール	総合生活デザイン演習Ⅰ	2	
				総合生活デザイン演習Ⅱ	2	
				総合生活デザイン演習Ⅲ	2	
			生活	メイクアップ演習	1	
				パーソナルカラー演習	1	
				ネイルアート演習	1	
				ライフプラン	2	
				保育学	2	
				生活経営学	2	
				人間関係論(含家族関係)	2	
			キャリア	秘書実務	2	
				プレゼンテーション	2	
				ビジネス実務基礎	2	
				秘書学入門	2	
				接遇演習	2	
				秘書総合演習	2	
				おもてなし論	2	
				簿記入門	2	
				医療事務Ⅰ	2	
				医療事務Ⅱ	2	
				医療事務Ⅲ	1	
				検定トライアル	2	
				チャレンジプログラムⅠ(就業体験)	1	
			チャレンジプログラムⅡ(ボランティア)	1		
			情報発信	ファッションビジネストレンド	2	
				フードビジネストレンド	2	
				インテリアビジネストレンド	2	
				社会調査	2	
				企画・マーケティング	2	
				SNSリテラシー	1	
				Webデザイン基礎	1	
				SNS情報発信演習	1	
			デジタル映像演習	1		
			衣の分野	ファッション造形実習	1	
				衣生活論	2	
				ファッションデザイン	2	
				ファッションコーディネート	2	
				ブライダル入門	2	
				ブライダル概論	2	
				ブライダル演習	2	
			食の分野	食生活実習	1	
				栄養学	2	
				フードデザイン	2	
				食生活論	2	
				食品学	2	
				フランス料理実習	2	
			フードコーディネート	2		
総合生活デザイン学科	専門教育科目	選択専門科目				

			インテリアデザイン実習		1	
			空間表現		2	
		住 の 分 野	インテリアコーディネート		2	
			CAD演習		2	
			住生活論		2	
			住・インテリア計画		2	
			住・インテリア設計製図		1	
			卒業研究	卒業研究	2	
			計	31	65	
学 科	領 域 分 野		授 業 科 目 名	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
美 術 科	専 門 教 育 科 目	学 科 内 共 通 科 目	基 礎 実 習 科 目	絵画・マンガ	2	6単位以上
				デザイン・映像	2	
				工芸	2	
				造形演習Ⅰ	2	
				立体	1	
				美術史Ⅰ	2	
			美術史Ⅱ	2		
			美術基礎論	2		
			色彩学	2		
			アート・プロデュース	2		
			デザイン・造形論Ⅰ	2		
			デザイン・造形論Ⅱ	2		
		作品研究	2			
		マンガ・アニメーション論	2			
		美術史演習	2			
		マンガ持込み演習	2			
		C G 系 科 目	CG演習Ⅰ	2	CG演習Ⅰ, CG演習Ⅱのいずれか1科目を選択必修	
			CG演習Ⅱ	2		
			映像CG演習	2		
			3DCG演習	2		
			ゲーム・キャラクターデザイン演習Ⅰ	2		
			ゲーム・キャラクターデザイン演習Ⅱ	2		
			WEBデザイン演習	2		
		コ ー ス 専 門 科 目	造形表現A	2		
			造形表現B	2		
			造形演習Ⅱ	2		
			平面・素材表現	2		
			ビジュアル表現	2		
			特別制作	2		
			日本画Ⅰ	4		
			日本画Ⅱ	4		
			洋画Ⅰ	4		
			洋画Ⅱ	4		
			工芸デザインⅠ	4		
			工芸デザインⅡ	4		
			マンガ・キャラクターⅠ	4		
マンガ・キャラクターⅡ	4					
映像・アニメーションⅠ	4					
映像・アニメーションⅡ	4					
グラフィックデザインⅠ	4					
グラフィックデザインⅡ	4					
卒業制作	卒業制作	2				
		計	10	97		

別 表 2 (第9条関係) (削除)

別表 3 (第23条関係)

卒業に必要な単位数

授業科目の区分	学科	幼児教育科	総合生活 デザイン学科	美術科
共通教育科目		13単位		
専門教育科目		40単位 (必修・選択)	必修29単位を含め 38単位	34単位
卒業研究・制作		2単位	2単位	2単位
合計		66単位	64単位	64単位

別表 4 (第60条関係)

学科・専攻	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専攻科 美術専攻	美術特論		2	
	現代美術演習		1	
	実地研修A		2	
	実地研修B		2	
	展示研究I		2	
	展示研究II		2	
	専攻制作A I		2	
	専攻制作A II		2	
	専攻制作B I		2	
	専攻制作B II		2	
	専攻制作C I		2	
	専攻制作C II		2	
	表現研究I		2	
	表現研究II		2	
	特別演習ゼミ I	1		
	特別演習ゼミ II	1		
修了制作	4			
計	6	27		

別表 5 (第28・42・43・44条関係)

学科	入学検定料	入学料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
幼児教育科	(15,000円)	230,000円	750,000円	200,000円
	30,000円			
総合生活 デザイン学科	(15,000円)	230,000円	750,000円	200,000円
	30,000円			
美術科	(15,000円)	230,000円	850,000円	200,000円
	30,000円			

(注) 「入学検定料」欄の () 内は、大学入学共通テスト利用選抜に適用する。

別表 6 (第64条関係)

専攻科に関する入学検定料，入学料，授業料等

専攻	入学検定料	入学料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
美術専攻	30,000円	115,000円	850,000円	100,000円

別記様式第1号（第25条関係）

割 印
第 号
卒 業 証 書 学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学〇〇〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを 認め短期大学士（〔専攻分野〕）の学位を 授与する
年 月 日
比治山大学短期大学部学長〇〇〇〇
印

別記様式第2号（第63条関係）

割 印
第 号
修 了 証 書
氏 名
年 月 日生
本 学 専 攻 科 に お い て 〇 〇 〇 〇 専 攻 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 す る
年 月 日
比治山大学短期大学部学長〇〇〇〇
印